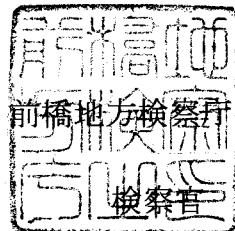


2020.06.26郵送受

## 処 分 通 知 書

令和 2 年 6 月 25 日

今 井 豊 殿



上 村



貴殿から令和 2 年 3 月 4 日及び同月 25 日付けで告訴のあった次の被疑事件

は、下記のとおり、処分したので通知します。

### 記

- 1 被 疑 者 (1)不詳, (2)不詳, (3)不詳, (4)不詳, (5)不詳, (6)トミザワ某, (7)イシクラ某, (8)高橋伸二, (9)原田英明, (10)福島翔也
- 2 罪 名 (1), (2), (5)詐欺  
(3), (4), (8), (9), (10)脅迫  
(6)証拠隠滅, 犯人隠避, 脅迫  
(7)犯人隠避
- 3 事件 番 号 令和 2 年 檢 第 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626 号
- 4 処 分 年 月 日 令和 2 年 6 月 25 日
- 5 処 分 区 分 不起訴

H

2020 06 30 郵送受

様式第119号（刑訴法第261条、規程第76条）

## 不起訴処分理由告知書

令和2年6月29日

今井 豊 殿



上村 正



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

H

貴殿から令和2年3月4日及び同月25日付けで告訴のあった (1)不詳1, (2)不詳2, (3)不詳3, (4)不詳4, (5)不詳5, (6)トミザワ、某, (7)イシクラ、某, (8)高橋 伸二, (9)原田 英明, (10)福島 駿也 に対する (1)詐欺, (2)詐欺, (3)脅迫, (4)脅迫, (5)詐欺, (6)証拠隠滅, 犯人隠避, 脅迫, (7)犯人隠避, (8)脅迫, (9)脅迫, (10)脅迫 被疑事件の不起訴処分の理由は、次のとおりです。

(不起訴処分の理由)

罪とならず

令和2年検 第 617 ないし 626 号